

## 前回までの主な意見

( : 第15回(8月9日開催) 第16回(9月4日開催)において出された意見。)

## 1. 検討の視点について

法科大学院教員としての行為の在り方の適否と、新司法試験考査委員の行為の在り方の適否は異なる。考査委員の不適切な行為の再発防止策自体は法務省で対応すべき内容。中教審で議論するのは、司法制度改革に即した法科大学院の在り方と関連し、今回のような事案を招いた背景として、法科大学院の実態がゆがんできていることはないかとの観点から議論すべき。

法科大学院教員として本来行なうべきことであっても、考査委員であることにより公正性等の観点から行なうべきでないことがある。他方、考査委員である教員に対してあまり制約がかかりすぎると、法科大学院の教員として当然教えるべきことが、考査委員であることにより指導できないことになればその点は問題が生ずる。

正課内であっても本来の趣旨にそぐわない答案練習があるのかどうか、まずこれから議論する必要がある。正課外のものであっても、正課内の本来の学習について制度趣旨を阻害しないものになっていないか、また正課内の本来の指導を補完するものであるか否かの観点は必要。その辺りを議論する必要。

考査委員による不適切な事例の類似事例があった場合、それについてどう考えるかということと、今回の事案の背景として考えられる法科大学院における「素地」についてどのようなメッセージを出すかについては、分けて考えるべき。

考査委員である教員が行なう行為について、各法科大学院がどこまでコントロールしているかに関わっている問題。

法科大学院教育と新司法試験は一体として進むべきものであるとともに、法科大学院にはFDが義務付けられており、教員が全く個人で指導していいというものではない。

考査委員は答案練習をやってはいけないということは、例えば極論すれば、学年末試験の出題もできないのかという議論はどうか。また問題の所在は試験直前という実施時期の問題なのかどうか。こうした点から少し議論する必要があるのではないか。

## 2. 司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方について

## (1) 基本的考え方について

「受験指導」という定義をどう考えるのか。試験では、想定された一定の正解の方向に答えを持っていくことが求められる。他方、実際の裁判は、様々な事実の中から要件を見つけ出すところに法曹としての力が問われる。法科大学院本来の教育は、そうした事実の取り上げ方、分析能力、考え方、想像力を育成するものであることが必要であるが、これに反して正解志向になるのが受験教育の弊害。

法科大学院の修了者に新司法試験受験資格が与えられるのは、その前提として本来

の趣旨に沿った法科大学院教育の全体を通じて、法曹として必要な力量を養成することによるということについてコンセンサスが必要。新司法試験で測ることができるのは法曹に必要な力の一部分でしかないという認識をすべき。

試験科目以外についても、しっかりと事案の解析能力や柔軟な思考力を育成する実務教育の時間を学生に十分与えることが必要。

法科大学院教育と新司法試験は連携しているのだから、法科大学院で新司法試験問題を扱うのはある程度当然。課外指導については、正課の本来の教育・学修の時間が取れないものとならないかという観点で考えるべき。

競争による学生・教員の焦りから、法科大学院創設時の理念と現実の素地がずれてきており、試験を直接に目標に置いた指導が存在し、全体の雰囲気になっているところもある。今回の事件の背景にはそういったものがあり、こういう状況に対し一定の警告となるメッセージを発することは必要。

新司法試験では、受験対策的な講義等はそれほど役に立たないのではないか。OBなどには旧司法試験受験や指導に対するノスタルジーが多分にあるが、新司法試験は実はよく出来た問題であり、旧司法試験の受験指導が逆にマイナスになる学生がいる。

法科大学院教育の在り方としての警告は、ラインではなく、ある一定程度の幅を持つゾーンであるべき。ラインを引けば、大学等にそこまでは許されるものと受け取られる。細かなディテールまでをルール化することは危険。

新司法試験を受験した学生に聞くと、予備校には行って見たが思ったほど役には立たなかったとの声である。答案練習も、単純に試験の点数を上げようとする目的とそうでない場合とがあり、単に点数を上げようという指導をすると授業が矮小化する。原点のメッセージを送るべき。

法科大学院では、新司法試験には出ないけれど教えるべき内容というものはある。法科大学院教育のある部分が、新司法試験の合格者を増加させることに向いているのが実態。この中で、あるべき法科大学院教育を担保しつつ、しかも新司法試験の成果につながることをどう実現していくかというジレンマの中で、各大学の正解のない悩みとなっている。

新司法試験のための勉強と法科大学院本来の教育とは、どこまで重なるのか。新司法試験に対応した指導と法科大学院として本来行なうべき指導との違いは、授業の仕方や試験問題の作り方、素材の違いに着目しても線引きは難しい。

旧司法試験に対応した技術指導は、法曹としては本当は役に立たないものであり、新司法試験自体の教育効果をもっと意識すべき。

起案・添削は、指導の効果測定の有力な手段ではあるものの、唯一の手段ではない。また一定の基礎知識は必要であり、それを受験詰め込み教育として全面的に排除すると、法的素養の涵養に問題が出てくる。

学生の不安に対応するため何かしなければという意識は、責任感ある教員に一層強い。そこに試験に特化した教育が行われる素地がある。法科大学院教育としての在り方について、制度発足時の理念について力強いメッセージを与えることが一番大事。

法科大学院数が多すぎるものが誤算。退出を促したり、定員を減らせないか。あるいは、厳格な評価により修了率を更に低下させられれば、新司法試験へのプレッシャ

ーは和らいでくる。

新司法試験審査委員の不適正行為に端を発した検討であることを、簡単なものでよいのでメッセージに盛り込む必要があるのではないか。

知識の詰め込みが司法試験に有利という共通認識が変わらない限り、問題は消えない。司法試験の合格が第一ということになると、司法試験に関係しない科目の履修について学生が消極的になる。あるべき法科大学院制度・教育を前提に、阻害要因になっているものを潰していくという方向での思考が必要。

法科大学院の教育、司法試験、司法修習という3本柱のプロセスの中で、法科大学院が本来担うべきでないことを担いすぎている現状がある。制度のあるべき姿とその趣旨、法曹の長いキャリアの中で何をどの時点で勉強すべきかについて、再構成する必要がある。

法科大学院の教育と司法試験と司法修習を全プロセスとして考え、法科大学院の3年間の教育で、司法修習ができる程度の能力が身についているかを新司法試験で判定する方向に持っていかなくてはならない。

新司法試験に対しては、従来型の、整理した論点や定型問答を覚え込むことは、それほど成果に結びつかないが、一方、限られた合格者枠の中では相対評価の採点とならざるを得ない。ある面で、悪貨が良貨を駆逐するようなことにならないよう、こういう教育は良くないということは明確にする必要がある。

「事例の解答の仕方に傾斜した技術的教育」は、新司法試験・法曹としての役に立たないと強めに言っておいた方がよい。

旧司法試験時代に合格者数を増加させ、合格させる水準の人はそれだけの数がいなくても関わらず合格させたことにより、本格的に法律を理解しなくても試験に通ることのできる技術を成立させてしまった。それと同じことが新司法試験に起きないように、技術的教育は役に立たないと強調すると同時に、実際にも期待した水準に達しない人は合格させないことが重要。

旧来のような、一握りのエリートだけが法律家になればいいということでは、現在の社会的ニーズにこたえていない。多様な人間も法曹に取り込んでいかなければいけない。

現在の新司法試験は、法科大学院できちんと勉強し、自学・自習をして対応すれば当然に解けてしかるべき。法科大学院の教育も、自然と新司法試験に対応できるような教育をもう一度原点に戻ってすべきであって、そういう意味では、技術的対策が必要ではないという点は強調されるべき。

## (2)教育課程について

あまりコア・カリキュラムを確定しすぎると、学習指導要領のような話になっていく問題はあるが、コア・カリキュラム的な教育内容の標準化をしないと、新司法試験との十分な連携も図れないのではないか。

コア・カリキュラムの問題は、作成者の問題に加えて、例えばアメリカなどの例は、ある種の命題やルール、知識を知っているということは、試験が短答式であることも連動して作成し易い面はあるが、論文式試験までを視野に収めたときに、コア・カリ

キュラムの作成が本当に可能かどうかは難しい問題。また、現在の司法試験の出題範囲は、法律の分野でも制限がなくなっているため、例えば特別法において重要な問題がどこまで含まれるのかのように、非常に見えにくくなっている現状がある。

他方、例えば要件事実教育などは、各法科大学院においてカリキュラムに差があることは課題。

### (3) 法科大学院における論述能力を涵養する指導について

文章指導についての課題は、法曹のための高度な文章起案技術だけではなく、それ以前のしっかりした文章を書けるようになるというレベルの課題がある。それは本来は適性試験以前の問題だが、短時間で効率的に、ポイントをつく文章を書くための一定の指導は必要であり、特に未修者コースで要望の声が強い。他方そこまで法科大学院が踏み込むべきかは難しい問題。

文章を書く能力の指導として一定の機会を与えて書かせる訓練は必要であり、全て否定することはおかしい。

理想論からいえば、法科大学院の授業を与えられた単位数・時間で全てをこなすべきであるが、現状では困難。その悩みの中で、「答案練習」という形式をどう使うのかという問題がある。他方、正課の授業で毎日答案練習・解説のみということは、書かせるだけの科目の単位となってしまう、そこに線引きの問題が出てくる。

答案練習の問題に議論を終始しても、議論の余地は限られている。建設的な方向に検討すべき。

### (4) 択一試験問題の活用について

択一問題の使用が法科大学院教育をゆがめている面がある。択一でしか扱われない一部法律については、学生は択一との関連でしか法律を理解していない面がある。新司法試験に絞った教育を行うことにより、非常に大きな弊害となることを問題とすべき。

### (5) 補習指導等について

補習は、大学が関与しているだけまだ良心的。他方、修了生に対する指導の在り方は、どこがケアすべきなのかということもあり、今後検討が必要な課題。

学生の指導や補習に熱心な教員はいるが、それがムードとして広がり、教員があまりに教育中心となり、研究がおろそかになる傾向がある。

未修者に1年目で教える法律基本科目の内容について、1年間で修得させるのは本来相当難しい。民法など全体について4～7月で全て理解させるのは無理であることから、授業についてこれない学生に補習をすることがあるが、そのような補習は受験指導とは別に考えるべき。

補習的な教育についてまで直接的に言及するのは、困難ではないか。

補習という概念と、受験指導という概念の関係を少し整理する必要がある。両者は本来的に性質が異なり、それに対する対応策も相当異なるのではないか。

受験指導ではない補習であっても、それが何回も行われることとなれば、趣旨とし

ておかしいこととなる。さらに、補習名目で受験指導が行われることがあれば、それは問題。

学生の理解度の問題もあるが、過度の補講や、1つの科目に非常に時間をかけることは、本来の教育の理念からずれており、また結果として知識の詰め込みになってしまう。

#### (6) 学生主催の学習活動等への関与

学生主催の学生活動というのは切り分けが微妙であり、チェックが難しい。

学生の自主的な学習活動は大いに奨励されるべきであり、今回の件で自主的な学習活動を阻害することのないようにする必要がある。

#### (7) 研究会等へのOB・予備校等との関与

教育手法についてあまりにしほりを重視すると、行き着くところは予備校の繁栄となりかねない。

法科大学院の設置審査段階では、予備校との関係について、正課では連携は許されないし、正課外についても認めなかった。外部組織に対する関与も、指導し改善させた。また法学部などにおける進学指導型予備校との提携についても指導したことがある。

大学が予備校と結びつくのは明らかに問題だが、今後、大学では、未合格者に対し、どこまでケアできるのかが課題となる面もある。

#### (8) いわゆる「法職課程」等について

法職課程教室は、本学では廃止し、ここにおける答案練習などは全て廃止した。他方、それに対する学生の不満もあり、修了生が後輩の面倒を見る事例も起こってくるが、修了者の半端な法知識で指導を行うことを放置していいか問題もある。

学部教育の在り方に関する指摘は、少し違う話。今回とは違うところで議論をするべき話ではないか。

法科大学院制度の当初の構想の中では、法学既修者という枠が徐々に減少し、法学部が基本的に社会科学の一般的な素養を身につける部門に変わり、法学未修者が原則型になるというイメージであったが、実際は法学既修者の枠が残っているため、ある種の実定法教育が法学部において行われているというのが現状ではないか。

法学部に大きな変化が生じなかった理由は、1つは日本には法務隣接職種が相当数あり、法学部卒業生も目指すこと、2つ目は公務員についても、法学部は依然として大きな給源になっていること等様々な社会的基盤との関係があり、このため法学部の転身が難しい面がある。

法学教育について、現在は法科大学院に力を取られているので、法学部教育の改革どころではないというのが実態ではないか。

#### (9) その他

リーガルクリニックの経験は、新司法試験に対しても非常に効果的。また司法修習

段階でも目立った活躍をする者もいる。このクリニックの要素を発見し、それを教育の中にかにはめ込んでいくかが重要ではないか。